

棄を依頼する。登録室の中に専用の裁断機を設置し、少量の場合はそれを用いて処分する。大量の場合は、専門の処理業者に焼却処分を依頼する。その際は、中身の見えないダンボール箱に紙媒体を入れ、テープでふたをし、決して中身が見えないようにする。

転記中において作業過誤に気づいたときは、過誤用紙、各種シート等は、全て裁断するか焼却廃棄する。ふつうのゴミ箱に捨ててはならない。

8. 作業の外注

医療観察法制度モニタリング調査が機密性のあるデータを収集、整理、蓄積する過程において、その一部の作業を外注する場合がある。例えば、収集情報を電算化するためのコード化、磁気化などである。

作業を外注する場合、外注業者の選別から注意を払う。すなわち、従業員の数・規模を確認し、実際の作業を下請け業者に出すことがない点を確認する。また、作業を下請けに出さないこと、作業上知り得た内容について守秘義務を負うことなどを契約事項の中に含めるべきである。

実際の作業の外注にあたっては、具体的な作業指示書を準備し、返却後はデータの数量を速やかに確認する。

9. 郵便・宅配便の利用による情報の送付・受領

情報を、電子媒体・紙媒体の形で、郵便・宅配便を利用して医療観察法制度モニタリング調査と外部とで送付・受領する場合には、安全保護対策の点から下記の事項に留意する。

- ① 不慮の事故の際に発生しうる問題を最小限にとどめるため、電子媒体、用紙のいずれの場合にも、氏名等、直接に個人が特定される内容は消去してから、授受の作業をおこなう。
- ② 送付の際には、差出人、宛先の住所、所属、氏名を正しく明記し、書留・配達記録など、受け取り人の手元に直接、確実に届くことを保証する仕組みを用いる。
- ③ 電子媒体では、暗号化・パスワード管理など、第三者がファイルを容易に閲覧できない仕組みを施す。
- ④ 紙媒体の場合には、二重封筒等、包装の破損が容易に生じないように配慮し、また中身の用紙が外から見えないように形状にする。
- ⑤ 情報が記録された媒体の受領をしたときには、受領の確認を差出人に対して速やかに行う。
- ⑥ 医療観察法制度モニタリング調査で、これらの郵便物の発信、受信の記録を残す。

10. 電話、ファクシミリの利用

電話・ファクシミリの利用は簡便ではあるが、情報の安全保護に関しての事故を惹起する可能性があることを認識しておく。情報のやりとりをする担当者同士がお互いを確認し合い、その他の人物に情報が渡らないように注意する。また、そのやりとりは、双方が記録に残しておくべきである。

ファクシミリは、送信ミスの可能性のみでなく、ファクシミリの設置場所によって、送信内容が第三者の目に触れる危険性がある。そのような危険性が技術的に克服できなければ、情報の伝達にファクシミリを利用しないことが原則である。

11. 安全保護対策の見直し

管理者は、登録作業の手段、手順に変更が生じたとき、個人情報保護に関する法律などが改定された場合、あるいはコンピュータ技術の進歩などに応じて、医療観察法制度モニタリング調査における個人情報保護の在り方、安全保護対策の方法、実効性について見直しをする。その場合、専門家の意見を聞くことも重要である。

12. 事故への対処

不幸にして登録資料が破壊、改ざんされたり、漏洩したことを発見したときは、管理者は、速やかにそ

の被害を最小限に止めるための対策を講じ、かつその原因を究明する。同じ原因による事故発生の可能性が排除されるまでは、責任者は登録業務の一部または全部を停止することも考慮し、それを研究班会議に進言する。

13. 参照

- ・国際がん研究所「International Agency of Research on Cancer (IARC)」1992
 - ・地域がん登録研究班「わが国における地域がん登録の情報保護ガイドライン」1996
-

第2章 研究協力と資料提供

本章では、第1章に示した研究計画に対する医療機関による資料提供にかかる書類等を示します。

調査協力の依頼書（全国自治体病院協議会会員、日本精神科病院協会会員宛）とその依頼に応じて資料提供をする際に提供施設の作成する倫理審査申請書を示します。

- 資料4：調査協力の依頼書（全国自治体病院協議会会員宛）
- 資料5：調査協力の依頼書（日本精神科病院協会会員宛）
- 資料6：倫理審査申請書（記入例）
- 資料7：倫理審査申請書

平成 19 年 1 月 15 日

全国自治体病院協議会会員
指定通院医療機関施設長殿

医療観察法制度モニタリング研究について(調査協力のご依頼)

神奈川県立精神医療センター 芹香病院
院長 岩成 秀夫
国立精神・神経センター精神保健研究所
司法精神医学研究部 部長 吉川 和男
(公印略)

平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。今般、医療観察法の指定医療機関としての診療をはじめられ、貴院ご多忙のことと存じます。

さて、医療観察法につきましては、まだ端緒についたばかりであり、制度上の諸問題が指摘されております。私共は、法制度の運用状況をはかり、専門的医療の向上に資するため、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業『心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究（主任研究者：吉川和男）』に取り組んでいるところです。

全国自治体病院協議会精神科特別部会の拡大三役会におきましても、医療観察法制度をよりよくしていくためのモニタリングは重要であるとし、本研究に賛同したところです。

つきましては、指定通院医療機関を担当されておられる皆様に、調査の協力をお願いいたくご依頼申し上げます。

記

1. アンケート回答用はがきへのご記入のお願い

今回送付いたしました資料についてのご意見やご質問、今後、貴院と連絡をとるうえで必要な内容を、お聞かせいただきたく存じます。同封のはがきにてご回答下さい。

2. 貴院の医療観察法担当者へのご連絡のお願い

国立精神・神経センター精神保健研究所の担当者（美濃由紀子）が、後日、電話にて研究協力に関するお伺いをさせて頂きます。

貴院の医療観察法担当の方に、その旨をお伝え下さいますようお願いいいたします。

お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上

平成 19 年 1 月 15 日

日本精神科病院協会会員
指定通院医療機関施設長殿

医療観察法制度モニタリング研究について(調査協力のご依頼)

医療法人財団松原愛育会 松原病院 理事長
社団法人 日本精神科病院協会 常務理事
松原 三郎
国立精神・神経センター 精神保健研究所
司法精神医学研究部 部長 吉川 和男
(公印略)

平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。今般、医療観察法の指定医療機関としての診療をはじめられ、貴院ご多忙のことと存じます。

さて、医療観察法につきましては、まだ端緒についたばかりであり、制度上の諸問題が指摘されております。私共は、法制度の運用状況をはかり、専門的医療の向上に資するため、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学事業『心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究』(主任研究者:吉川和男/分担研究者:松原三郎)に取り組んでいるところです。

(社)日本精神科病院協会におきましても、医療観察法制度をよりよくしていくためのモニタリングは重要であるとし、本研究に賛同したところです。

つきましては、指定通院医療機関を担当されておられる皆様に、調査の協力をお願いいたくご依頼申し上げます。

記

1. アンケート回答用はがきへのご記入のお願い

今回送付いたしました資料についてのご意見やご質問、今後、貴院と連絡をとるうえで必要な内容を、お聞かせいただきたく存じます。同封のはがきにてご回答下さい。

2. 貴院の医療観察法担当者へのご連絡のお願い

国立精神・神経センター精神保健研究所の担当者(美濃由紀子)が、後日、電話にて研究協力に関するお問い合わせをさせて頂きます。

貴院の医療観察法担当の方に、その旨をお伝え下さいますようお願いいたします。

お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上

様式 1

倫 理 審 査 申 請 書

※未記入でお願いします

平成 年 月 日

国立精神・神経センター 総長 殿

申請者 ＊＊＊＊ (院長名) 所属 ＊＊＊＊＊＊＊病院 職名 院長 印

※2箇所に同じ印（病院の職印：シャチハタは不可）をご捺印ください

※ 受付番号

所属の
長印

疫学研究に関する倫理指針を遵守し、申請いたします。

1. 審査対象 人間を直接対象とする研究

2. 課題名 「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究」のための情報収集

※下線で示した部分（全11箇所）に貴施設の院長名・病院名をご記入下さい

3. 主任研究者名 ＊＊＊＊ (院長名) 所属 ＊＊＊＊＊＊＊病院 職名 院長

4. 分担研究者名 吉川 和男 所属 国立精神・神経センター精神保健研究所 職名 司法精神医学研究部部長

松原 三郎 所属 医療法人財団松原愛育会 松原病院 職名 理事長

岩成 秀夫 所属 神奈川県立精神医療センター 芹香病院 職名 院長

5. 研究等の概要

(1) 目的

平成 17 年に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、医療観察法)における専門的医療の向上と、施行 5 年後に予定されている同法の見直しに向けて問題点を的確に把握することは、厚生労働行政にとって極めて重要である。

今回申請する課題の分担研究者である、国立精神・神経センター精神保健研究所 吉川らは、平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学事業）「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究（主任研究者 吉川和男）」を実施しており、これにより、指定医療機関からの情報を統合的に収集し、評価と分析を加えることによって、専門的医療の向上を図ると同時に、法の見直しの要点を根拠づけるデータを提供することを目指している。

また、~~＊＊＊＊＊＊病院~~においては、この法律に基づく指定医療機関として、重要な役割を担っているところであるが、今回申請する課題は、上記の研究に参加し、医療情報等の提供を行うとともに、集約、解析された結果に基づき、同病院における司法精神医療の一層の拡充を図ろうとするものである。

(2) 収集する情報

今回、情報収集の対象とするのは、通常業務において作成される診療記録中であり、具体的な資料とするのは、下記①～③の様式である。これらは「通院処遇ガイドライン」において、標準的に用いる様式として提示されているものである。

【通院医療機関の通常業務において作成される診療記録中の様式】

- ① 治療評価シート① (1 カ月毎)
- ② 治療評価シート② (3 カ月毎)
- ③ 訪問看護等記録シート (1 カ月毎)

(3) 収集の方法：

上記の各種のシートから、データベース・システムを用いて、専門的医療の向上と運用状況の分析に必要な変数を収集し、国立精神・神経センター精神保健研究所に送付する。

なお、調査の結果については、他の参加施設から集められた情報とともに、精神医学、法学等の専門家による分析、評価を経たうえで、国立精神・神経センター精神保健研究所からフィードバックされることになっており、それに基づき、~~＊＊＊＊＊＊病院~~の医療の拡充を図る。

【調査の手続き】

- ① 国立精神・神経センター精神保健研究所により開発されたデータベース・システムを用いて、~~＊＊＊＊＊＊病院~~において上記シートを作成し、同時に、データベース中に情報を保管する。
- ② 上記データベースから、対象者ごとに電子媒体にデータをうつす。その際、対象者および保護者の氏名、住所地の一部、電話番号等、個人が特定可能な方法を除外する。
- ③ 1 年ごとに、国立精神・神経センター精神保健研究所宛てに上記データを郵送する。なお、安全な受け渡し方法が確認されるまでの間、同研究所のスタッフが直接赴いてデータを受け取ることとする。
- ④ 国立精神・神経センター精神保健研究所にて、データを解析する。

※ 検証事項の例

- ・制度の運用状況（入院および通院期間等）
- ・処遇の実施状況（治療内容・居住状況等）
- ・同種機関間・地域間・年次毎における比較

6. 研究等の期間 平成19年倫理委員会承認後 ~ 平成 22 年 3 月 31 日

7. 研究等の対象及び実施場所

対 象：医療観察法の対象者として※※※※※※病院に通院をしている者

場 所：医療観察法 指定通院医療機関（※※※※※※病院）、
および、国立精神・神経センター精神保健研究所

8. 研究等における医学倫理的配慮について ((1) ~ (3) は必ず記入のこと)

(1) 研究等の対象とする個人の人権擁護

解析対象となるデータの収集については、個人が特定可能な情報を記載しない各種のシートにより行い、研究結果は、統計的手法を用い分析し、個人が特定されない形式で公表する。

各種のシートは、ID番号により管理を行い、対照表は、※※※※※※病院で、情報が外部に漏洩しないよう細心の注意を払い厳重に管理する。各種のシートに関しては、国立精神・神経センター精神保健研究所に設置された施錠可能な情報管理室内で管理し、外部に漏洩しないよう厳重に管理する。研究終了後には、情報が外部に漏洩しない方法で破棄する。

データの収集、解析に関しては、国立精神・神経センター精神保健研究所で、以下のような配慮がなされ、※※※※※※病院において担当する作業についても、これを遵守するものとする。すなわち、人的安全管理措置として、雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結を行うとともに、研究者等に対する教育、訓練を実施する。物理的安全管理措置としては、データを情報管理室にて外部と閉鎖されたコンピューター・サーバー内で保管し、その際、サーバーへのアクセス権を厳重に管理すると同時に、情報管理室の入退室管理を行い、部外者の侵入や盗難等の防止に努め、コンピューター・サーバー 자체を施錠可能なボックスで物理的に保護する。

(2) 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

「疫学研究に関する倫理指針」によれば、本研究は既存資料等のみを用いる観察研究に相当するため、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開しなければならないとされているため、これを遵守していく。

なお、研究対象者等から個人情報の開示を求められたときは、上記指針に従い、研究対象者又は第3者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがないか、研究を行う機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないか等を考慮したうえで、適切な方法で開示していく。

(3) 研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性並びに医学上の貢献の予測

(3-1) 研究等によって生ずる個人への不利益と危険性

本研究で対象とする各種のシートについては、通常の業務において記録されるもの（既存資料）を電子化するものであり、研究対象者への新たな侵襲は基本的には発生しない。

しかし、個人への不利益ならびに危険性として、情報収集の過程における漏洩等が考えられため、上記(1)で述べた個人情報の保護については十分な配慮を行うこととする。

(3-2) 医学上の貢献の予測

本研究によって、重大な他害行為を行った精神障害者に対する医療の実態が明らかにされる。具体的には、指定医療機関の整備状況、対象者の基礎情報、指定入院医療機関における入院期間や治療内容、権利擁護の実態、社会復帰における連携状況、同様の行為の再発等の情報が示されることになる。

これらの成果は、対象者の個人情報の保護の問題に十分配慮したうえで、関係機関や関係省庁に報告され、各地の指定医療機関の医療内容を比較検討、公開することにより、専門的医療の水準の維持と向上に大きな貢献をもたらすことが期待される。

(4) その他

本研究申請は「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究」に資する情報の収集に関して行われるものであるが、「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究」の全体に関しては、本研究申請にあたっての共同担当者である国立精神・神経センター精神保健研究所司法精神医学研究部部長吉川和男が研究代表者として、その倫理審査を、国立精神・神経センター倫理委員会武藏地区部会に申請し、その審査の結果、平成17年8月1日付で、研究の実施が承認されている。

様式 1

倫 理 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

国立精神・神経センター 総長 殿

申請者 _____
 所 属 _____ 病院
 職 名 院 長

※ 受付番号

所属の 長 印	
------------	--

疫学研究に関する倫理指針を遵守し、申請いたします。

1. 審査対象 人間を直接対象とする研究

2. 課題名 「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究」のための情報収集

3. 主任研究者名 _____ 所属 _____ 病院
職名 院長4. 分担研究者名 吉川 和男 所属 国立精神・神経センター精神保健研究所
職名 司法精神医学研究部部長松原 三郎 所属 医療法人財団松原愛育会 松原病院
職名 理事長岩成 秀夫 所属 神奈川県立精神医療センター 芹香病院
職名 院長

5. 研究等の概要

(1) 目的

平成 17 年に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、医療観察法)における専門的医療の向上と、施行 5 年後に予定されている同法の見直しに向けて問題点を的確に把握することは、厚生労働行政にとって極めて重要である。

今回申請する課題の分担研究者である、国立精神・神経センター精神保健研究所 吉川らは、平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学事業）「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究（主任研究者吉川和男）」を実施しており、これにより、指定医療機関からの情報を統合的に収集し、評価と分析を加えることによって、専門的医療の向上を図ると同時に、法の見直しの要点を根拠づけるデータを提供することを目指している。

また、_____病院においては、この法律に基づく指定医療機関として、重要な役割を担っているところであるが、今回申請する課題は、上記の研究に参加し、医療情報等の提供を行うとともに、集約、解析された結果に基づき、同病院における司法精神医療の一層の拡充を図ろうとするものである。

(2) 収集する情報

今回、情報収集の対象とするのは、通常業務において作成される診療記録中にあり、具体的な資料とするのは、下記①～③の様式である。これらは「通院処遇ガイドライン」において、標準的に用いる様式として提示されているものである。

【通院医療機関の通常業務において作成される診療記録中の様式】

- ① 治療評価シート① (1 カ月毎)
- ② 治療評価シート② (3 カ月毎)
- ③ 訪問看護等記録シート (1 カ月毎)

(3) 収集の方法：

上記の各種のシートから、データベース・システムを用いて、専門的医療の向上と運用状況の分析に必要な変数を収集し、国立精神・神経センター精神保健研究所に送付する。

なお、調査の結果については、他の参加施設から集められた情報とともに、精神医学、法学等の専門家による分析、評価を経たうえで、国立精神・神経センター精神保健研究所からフィードバックされることになっており、それに基づき、_____病院の医療の拡充を図る。

【調査の手続き】

- ① 国立精神・神経センター精神保健研究所により開発されたデータベース・システムを用いて、_____病院において上記シートを作成し、同時に、データベース中に情報を保管する。
- ② 上記データベースから、対象者ごとに電子媒体にデータをうつす。その際、対象者および保護者の氏名、住所地の一部、電話番号等、個人が特定可能な方法を除外する。
- ③ 1 年ごとに、国立精神・神経センター精神保健研究所宛てに上記データを郵送する。なお、安全な受け渡し方法が確認されるまでの間、同研究所のスタッフが直接赴いてデータを受け取ることとする。
- ④ 国立精神・神経センター精神保健研究所にて、データを解析する。

※ 検証事項の例

- ・制度の運用状況（入院および通院期間等）
- ・処遇の実施状況（治療内容・居住状況等）
- ・同種機関間・地域間・年次毎における比較

6. 研究等の期間	平成19年倫理委員会承認後 ~ 平成 22 年 3 月 31 日
7. 研究等の対象及び実施場所	<p>対 象：医療観察法の対象者として _____ 病院に通院をしている者</p> <p>場 所：医療観察法 指定通院医療機関（_____ 病院）、 および、国立精神・神経センター精神保健研究所</p>
8. 研究等における医学倫理的配慮について ((1) ~ (3) は必ず記入のこと)	<p>(1) 研究等の対象とする個人の人権擁護</p> <p>解析対象となるデータの収集については、個人が特定可能な情報を記載しない各種のシートにより行い、研究結果は、統計的手法を用い分析し、個人が特定されない形式で公表する。</p> <p>各種のシートは、ID 番号により管理を行い、対照表は、_____ 病院で、情報が外部に漏洩しないよう細心の注意を払い厳重に管理する。各種のシートに関しては、国立精神・神経センター精神保健研究所に設置された施錠可能な情報管理室内で管理し、外部に漏洩しないよう厳重に管理する。研究終了後には、情報が外部に漏洩しない方法で破棄する。</p> <p>データの収集、解析に関しては、国立精神・神経センター精神保健研究所で、以下のような配慮がなされ、_____ 病院において担当する作業についても、これを遵守するものとする。すなわち、人的安全管理措置として、雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結を行うとともに、研究者等に対する教育、訓練を実施する。物理的安全管理措置としては、データを情報管理室にて外部と閉鎖されたコンピューター・サーバー内で保管し、その際、サーバーへのアクセス権を厳重に管理すると同時に、情報管理室の入退室管理を行い、部外者の侵入や盗難等の防止に努め、コンピューター・サーバー自体を施錠可能なボックスで物理的に保護する。</p> <p>(2) 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法</p> <p>「疫学研究に関する倫理指針」によれば、本研究は既存資料等のみを用いる観察研究に相当するため、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開しなければならないとされているため、これを遵守していく。</p> <p>なお、研究対象者等から個人情報の開示を求められたときは、上記指針に従い、研究対象者又は第3者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがないか、研究を行う機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないか等を考慮したうえで、適切な方法で開示していく。</p> <p>(3) 研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性並びに医学上の貢献の予測</p> <p>(3-1) 研究等によって生ずる個人への不利益と危険性</p> <p>本研究で対象とする各種のシートについては、通常の業務において記録されるもの（既存資料）を電子化するものであり、研究対象者への新たな侵襲は基本的には発生しない。</p>

しかし、個人への不利益ならびに危険性として、情報収集の過程における漏洩等が考えられたため、上記(1)で述べた個人情報の保護については十分な配慮を行うこととする。

(3-2) 医学上の貢献の予測

本研究によって、重大な他害行為を行った精神障害者に対する医療の実態が明らかにされる。具体的には、指定医療機関の整備状況、対象者の基礎情報、指定入院医療機関における入院期間や治療内容、権利擁護の実態、社会復帰における連携状況、同様の行為の再発等の情報が示されることになる。

これらの成果は、対象者の個人情報の保護の問題に十分配慮したうえで、関係機関や関係省庁に報告され、各地の指定医療機関の医療内容を比較検討、公開することにより、専門的医療の水準の維持と向上に大きな貢献をもたらすことが期待される。

(4) その他

本研究申請は「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究」に資する情報の収集に関して行われるものであるが、「心神喪失者等医療観察法制度における専門的医療の向上のためのモニタリングに関する研究」の全体に関しては、本研究申請にあたっての共同担当者である国立精神・神経センター精神保健研究所司法精神医学研究部部長吉川和男が研究代表者として、その倫理審査を、国立精神・神経センター倫理委員会武藏地区部会に申請し、その審査の結果、平成17年8月1日付で、研究の実施が承認されている。

第3章 その他

本章では、資料提供の際、電子媒体（USB）にデータを保存する手順・方法を示します。モニタリング調査の内容を公開するために病院内で掲示するポスターを示します。「疫学研究に関する倫理指針」などに従い、必要に応じて、調査協力実施機関でご使用下さい。

- 資料8：医療観察法制度モニタリング調査 研究報告ファイルご提出のお願い
- 資料9：研究報告ファイル作成マニュアル
- 資料10：調査内容の公開ポスター
- 資料11：医療観察法制度モニタリング調査登録データの研究的利用について ver1.3



医療観察法制度モニタリング調査 研究報告ファイルご提出のお願い

この度は、お忙しい中、本研究にご協力いただきありがとうございます。

本研究は、医療観察法の制度にかかる種々の期間からの情報を統合的に収集、管理して、専門的な見地から評価と分析をおこないます。その結果は、医療観察法の制度改革のための客観的資料となり、この制度の専門的医療の向上のための重要な指針づくりにいかされます。

お手数をおかけいたしますが、研究報告ファイルのご提出をお願い申し上げます。

作業の概要は、次の通りです。

☆STEP 1 研究報告ファイルを作成する（国立精神・神経センター精神保健研究所より、今回お送りいたしましたUSBメモリに各種シートのデータを保存する）。

●データベースシステムをお使いになっている場合

ワンクリックで個人を直接特定するような情報を削除し、情報を暗号化して、保存できるボタンがシステムに装備されています。同封の研究報告ファイル作成マニュアルをご参照いただき、ファイルを作成ください。

●データベースシステムをお使いにならない場合

①エクセルにて、各種シートを作成し、電子データとしてPCに保存されている場合は、お手数ですが、対象者・保護者の「氏名」「生年月日」「電話番号」と「住居地」「本籍地」の市町村以降を削除いただき、同封の研究報告ファイル作成マニュアルご参照のうえ、USBメモリに保存していただけますようお願い申し上げます。（対象者が複数いらっしゃる場合には、どのシートがどの対象者のものか判別できるよう番号入力をお願いいたします。）

②紙のシートに手書きしているものに関しては、「氏名」「生年月日」「電話番号」と「住居地」「本籍地」の市町村以降を黒マジックや修正液にて消した状態でコピーいただきますようお願い申し上げます。（対象者が複数いらっしゃる場合には、どのシートがどの対象者のものか判別できるよう番号付けをお願いいたします。）

●上記のデータが混在している場合

シートの状態に合わせて、USBにデータ保存、コピー等をお願い申し上げます。電子データを保存の際は、同封の研究報告ファイル作成マニュアルご参照ください。（また、どのシートがどの対象者のものか判別できるよう番号付けをお願いいたします。）



☆STEP 2 今回、同封いたしました返送用封筒：エクスパック(EXPACK)に、STEP1で作成した研究報告ファイル(USBや紙のシート)を入れて送る。

●エクスパックは、ポスト投函・郵便局・集荷と発送方法が選択できます。貴施設のご都合にあった方法にてお送りください。

(集荷の場合は、最寄りの郵便局へ直接ご連絡いただき、集荷日時等をご指定下さい)

●パックについている保管用シールに記載の番号により、インターネットやお電話で「追跡サービス」が利用できます。

- ・インターネットで追跡する場合 <http://www.post.japanpost.jp/tracking/index.html>
 - ・電話で追跡する場合：フリーダイヤル 0120-232886
- 配達先である国立精神・神経センター精神保健研究所 司法精神医学研究部へは対面で届けられ、受領印又は署名後の受け取りになります。

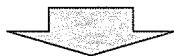
以上で、貴施設での作業は終了です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。



お寄せ頂きましたデータについては、以下のように処理されます。

☆STEP 3 データが全国から収集され、解析がおこなわれます。

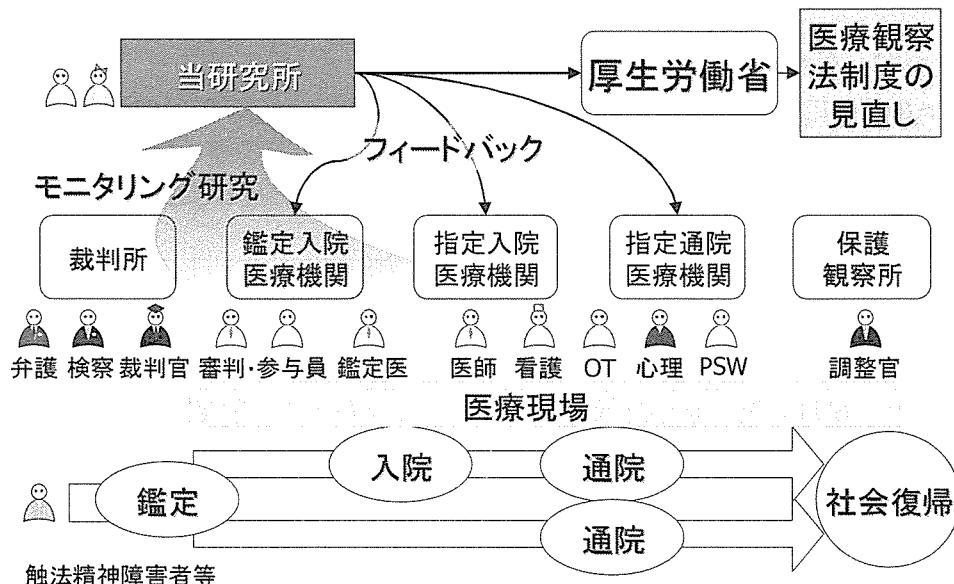
- ・ 全国の協力機関から集められたデータが、研究所の研究員によって解析されます。
- ・ 研究所内にこの研究のために専用にもうけられた部屋（カードと暗証番号による施錠が行われます）のなかで、厳重な管理のもとで、データ解析がおこなわれます。とくに個人情報保護には細心の注意を払います。データが研究以外の目的で使用されることはありません。



☆STEP 4 解析結果がフィードバックされます。

- ・ 解析結果は、定期的に関係機関にフィードバックされます。
- ・ 研究所のホームページでも研究成果を公開します。
- ・ 所定の手続をふんでいただければ、研究に協力して下さった施設の皆様もデータの閲覧や利用をすることが可能です。貴施設での研究や専門的医療の向上に役立てて下さい。

医療観察法制度モニタリング調査の仕組み

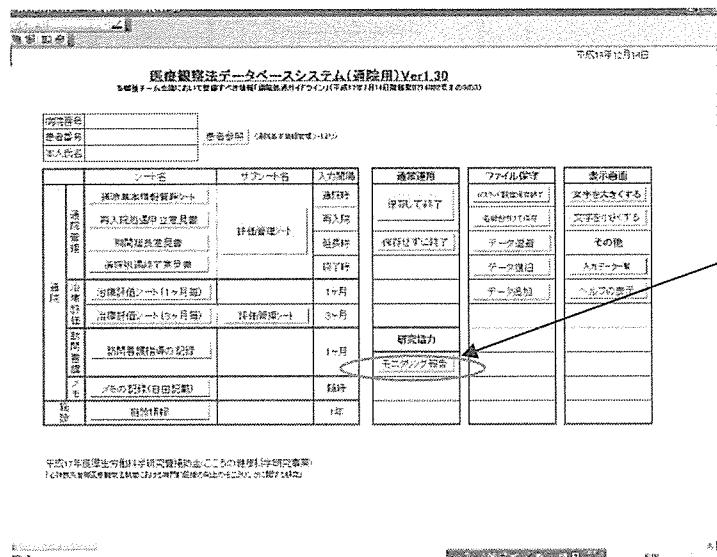


<研究報告ファイル作成マニュアル> Ver1.3

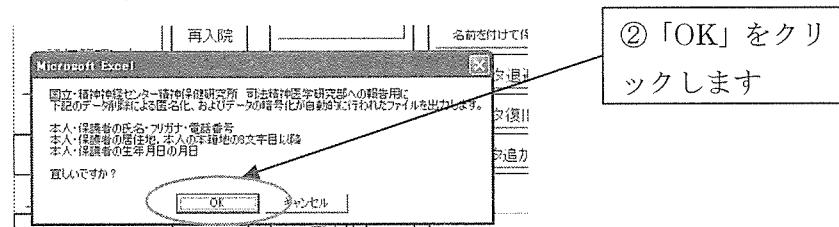
☆データベースシステムをご使用の場合：

指定通院医療機関モニタリング研究のための報告ファイルを作成します。

- データベースシステムのメニューページを開き、モニタリング報告のボタンをクリックします。

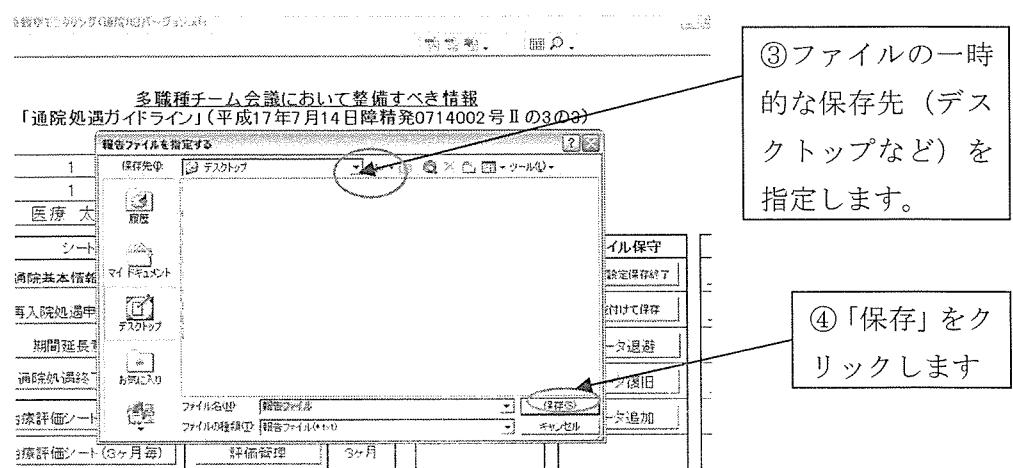


- 報告ファイルを出力します。

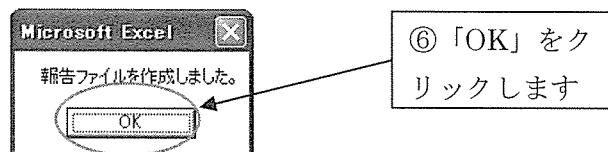
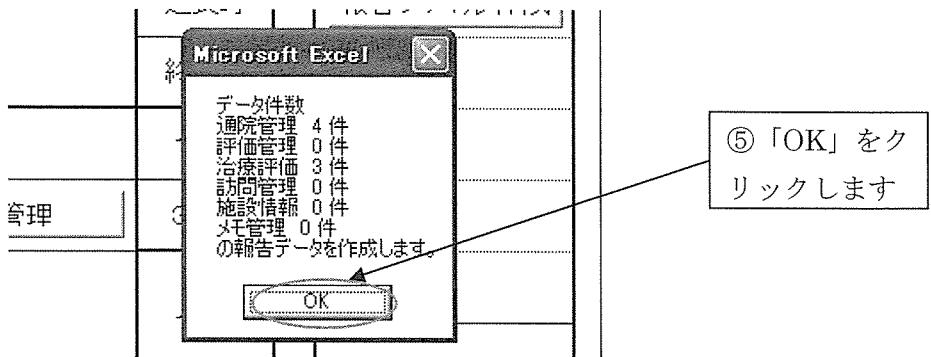


②をクリックすると、これまで貴院で入力されたデータの中から、以下の個人情報（本人・保護者の氏名、電話番号と本人・保護者の住居地、本人の本籍地の8文字目以降、本人・保護者の生年月日の月日）を削除したデータファイルが自動的に作成されます。ファイルは暗号化されて作成されます。

- ファイルの一時的な保存先（デスクトップなど）を指定します。



④をクリックすると、これまで入力されてきたデータの件数が表示されます。



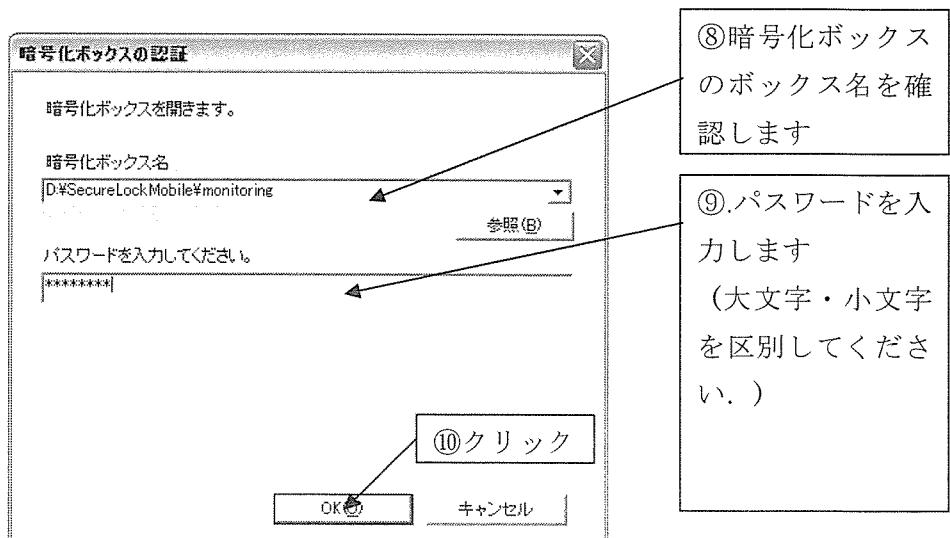
4. デスクトップなどの一時的に指定した場所に報告ファイルがあるかどうかご確認ください。入っていれば、保存は完了です。

*以降の手順では、デスクトップなどに一時的に保存したファイルを、USBにパスワードを設定して保存する手順を示します。安全性を高めるために、必ず以下の作業をしてください。

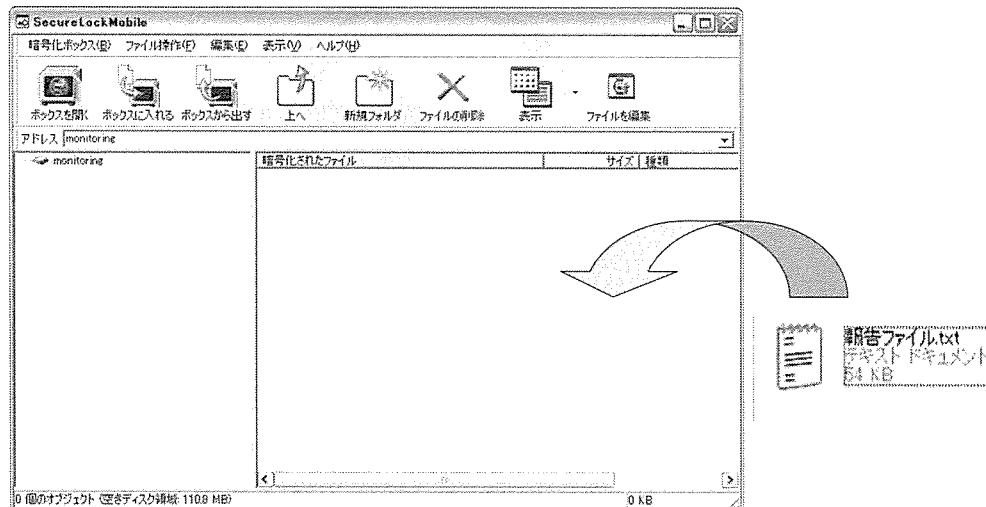
5. 送付されたUSBメモリをPCに差し込んでから、マイコンピュータ内の【リムーバブルディスク】(配布USB)をダブルクリックし、slm.exe(slmとだけ書いてある場合もあります)のアイコンをダブルクリックします。



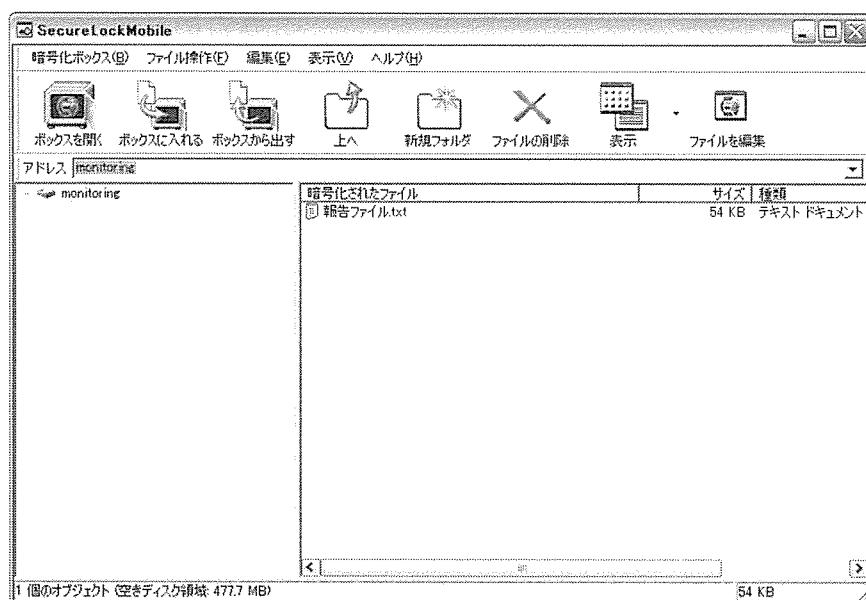
6. パスワードを入力して、Secure Lock Mobileを起動します。



7. デスクトップなどに一時的に保存したファイルを暗号化ボックスの中に入れます.

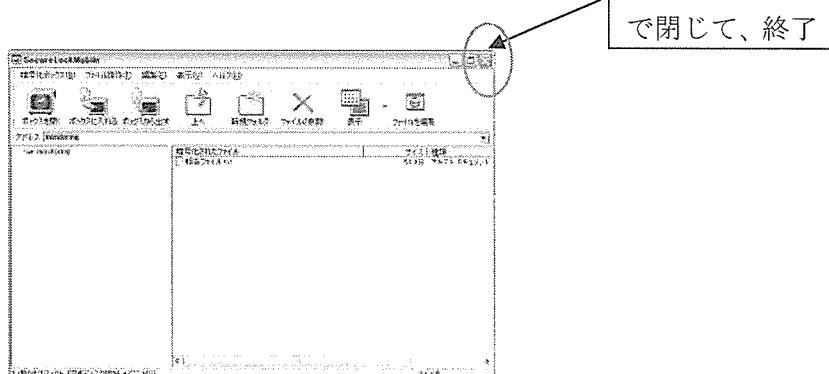


ファイルを入れると、以下のような画面になります.

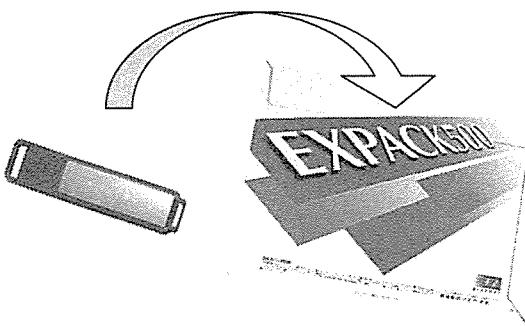


暗号化ボックスに収録されたデータは、パスワードを知らないほかの人は見ることができなくなります。

8. 「×」をクリックして、終了します.



9. USB メモリをはずして、当研究所に指定の封筒でお送りください。



10. 一時的にデスクトップなどに保存した「報告ファイル.txt」を削除し、パスワードの書かれたこの紙を破棄（シュレッダーにかけるなど）してください。これで全ての作業が終了です。

ご協力ありがとうございました。